

労働基準監督官の主な業務について ~ あなたの正義感を働く全ての人たちのために。 ~

愛媛労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働基準行政の役割

労働者を守る仕事 ～ 誰もが安心して働くことのできる社会のために ～

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備

- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を徹底する。
- 「労働時間改善指導・援助チーム」による労働時間制度、長時間労働削減等の取組についての相談・支援を行う。

労働条件の確保・改善対策

- 賃金や労働時間等基本的労働条件について、労働基準法等に定められた最低基準を遵守させ、その向上を図る。

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

- 労働者の安全と健康の確保のため、労働安全衛生法等に定められた最低基準を確保し、その向上を図る。

最低賃金制度の適切な運営

- 最低賃金制度が適切に機能するよう、周知と履行確保に努める。

労災補償対策の推進

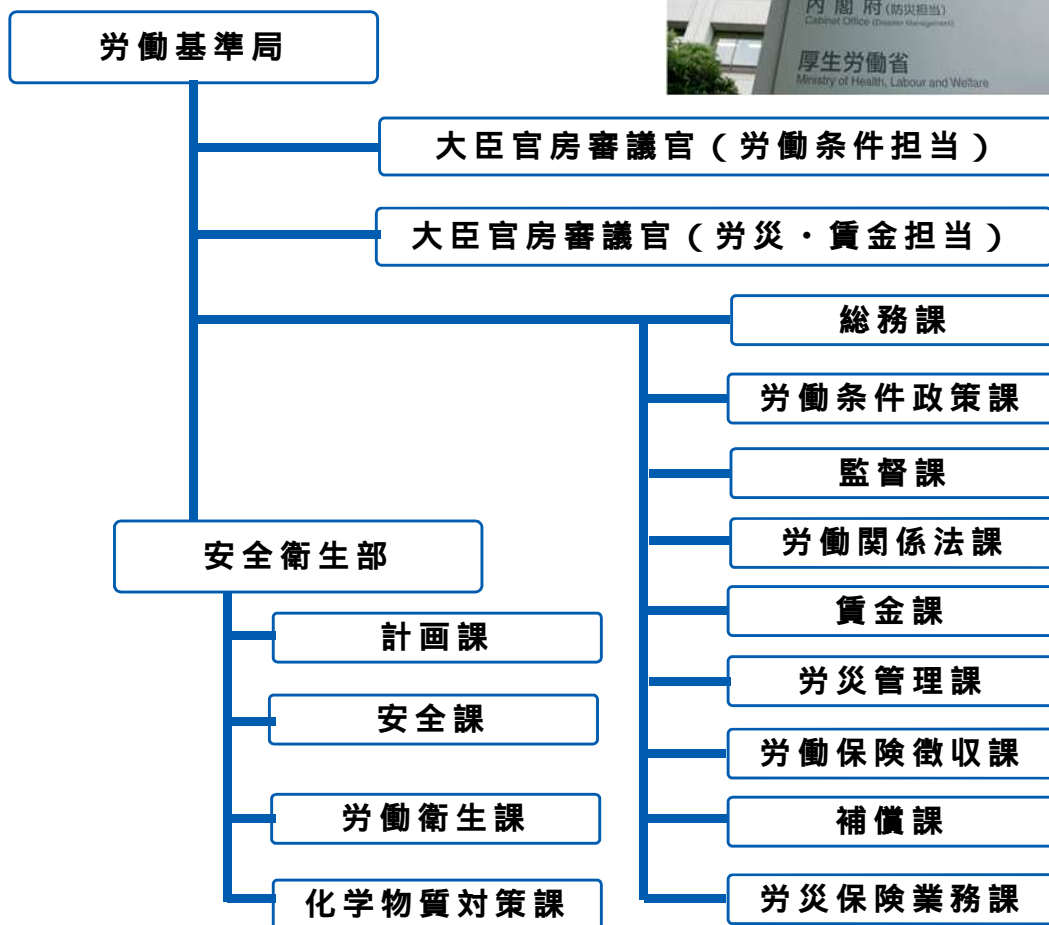
- 仕事中や通勤中の怪我など、労働災害に遭われた方やその遺族に対して、迅速かつ公正な保険給付を行う。

労働基準行政の組織

厚生労働省（東京）

- 厚生労働大臣の下に労働基準局を設置し、労働基準行政を所掌。

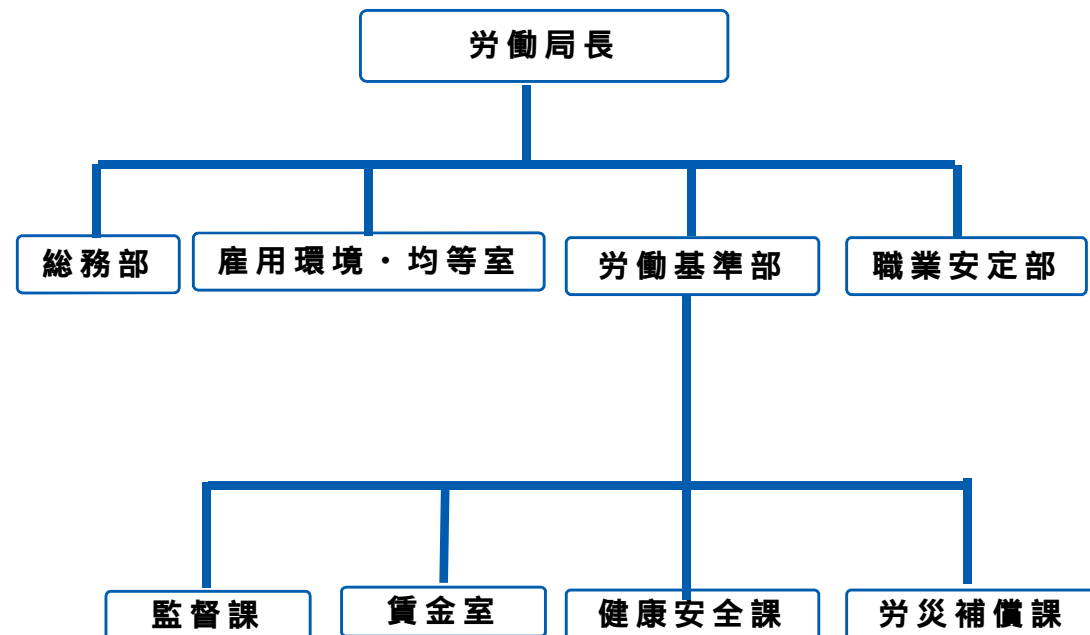
労働基準局の組織図



都道府県労働局（47か所）

- 県庁所在地の自治体に設置され、各都道府県の実情を踏まえた行政運営を図るとともに、管内の労働基準監督署の指揮・監督等を行う。

愛媛基準局の組織図



労働基準行政の組織

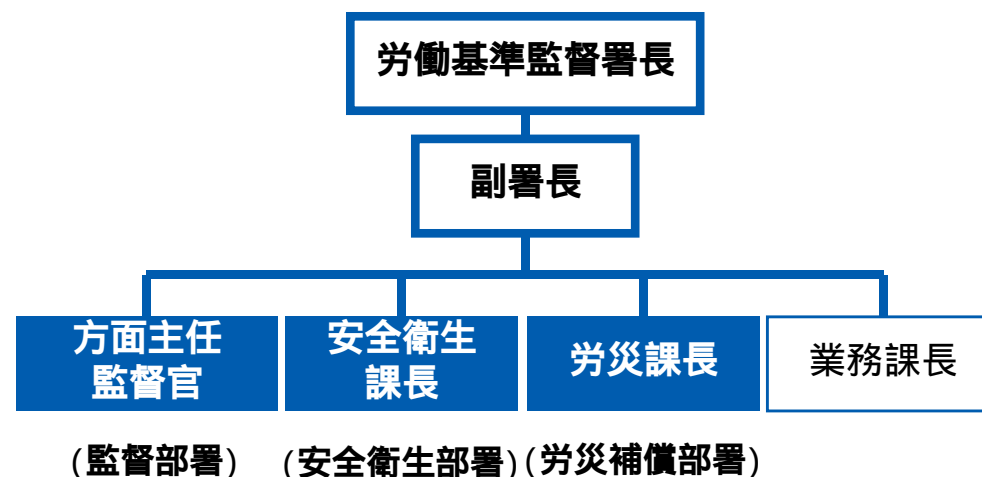
労働基準監督署（321か所）

- 行政需要や地理的事情等を考慮して全国各地に設置され、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である労働基準監督署において展開している。
- 愛媛労働局では、**松山**、**新居浜**、**今治**、**八幡浜**、**宇和島**労働基準監督署を設置

標準的な体制例

労働基準監督署の内部組織は、以下から構成

- 労働基準法などの関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う「方面」（監督課）
- 機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う「安全衛生課」
- 工作中的の負傷などに対し労災保険給付を行う「労災課」
- 会計処理などを行う「業務課」



労働基準監督官制度

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づき **あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせる**ことで、労働条件の確保・向上、働く方の安全や健康の確保を図ることを任務とする **厚生労働省の専門職員**です。

事例 1 監督指導の流れ

- 事業場に向けて出発
- 作業現場の安全衛生管理の状況を確認
- 是正勧告書の交付
- 労務管理の改善状況を確認



事例 2 強制捜査の風景

- 令状の提示
- 搜索対象物の特定（番号札の貼り付け）
- 所有物の差押え（発見場所等の記録、撮影）
- 押収品目録書の交付



労働基準監督官制度

労働基準監督官の主な業務

- 臨検監督 事業場を訪問し、法違反に対する指導を行うもの
- 申告監督 労働者からの申告に基づき、調査、指導を行うもの
- 災害調査 労働災害が発生した場合に、現地で調査を行うもの
- 司法警察事務 労働基準法関係法令の罰則を科すために捜査を行うもの
- 未払賃金立替払業務 一定の要件の下、国が未払賃金を立替払する場合に、各種調査を行うもの
- 許認可業務 解雇予告除外認定等の各種申請を受けて、事実関係を調査するもの

労働基準法第101条

労働基準監督官は、事業場、寄宿舍、その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行なう。

（他に、労働安全衛生法、最低賃金法、じん肺法、家内労働法、作業環境測定法等に規定がある）

ILO第81号条約（工業及び商業における労働監督に関する条約）（1953年（昭和28年）批准）

第1条 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、工業的事業場における労働監督の制度を保持しなければならない。

第12条

第1項 正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。

（a）監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、自由に且つ予告なしに立ち入ること。

労働基準監督官の仕事

相談・申告の受付

- 労働条件に関する相談や、勤務先が労働基準法などに違反している事実について行政指導を求める申告の受付を行います。

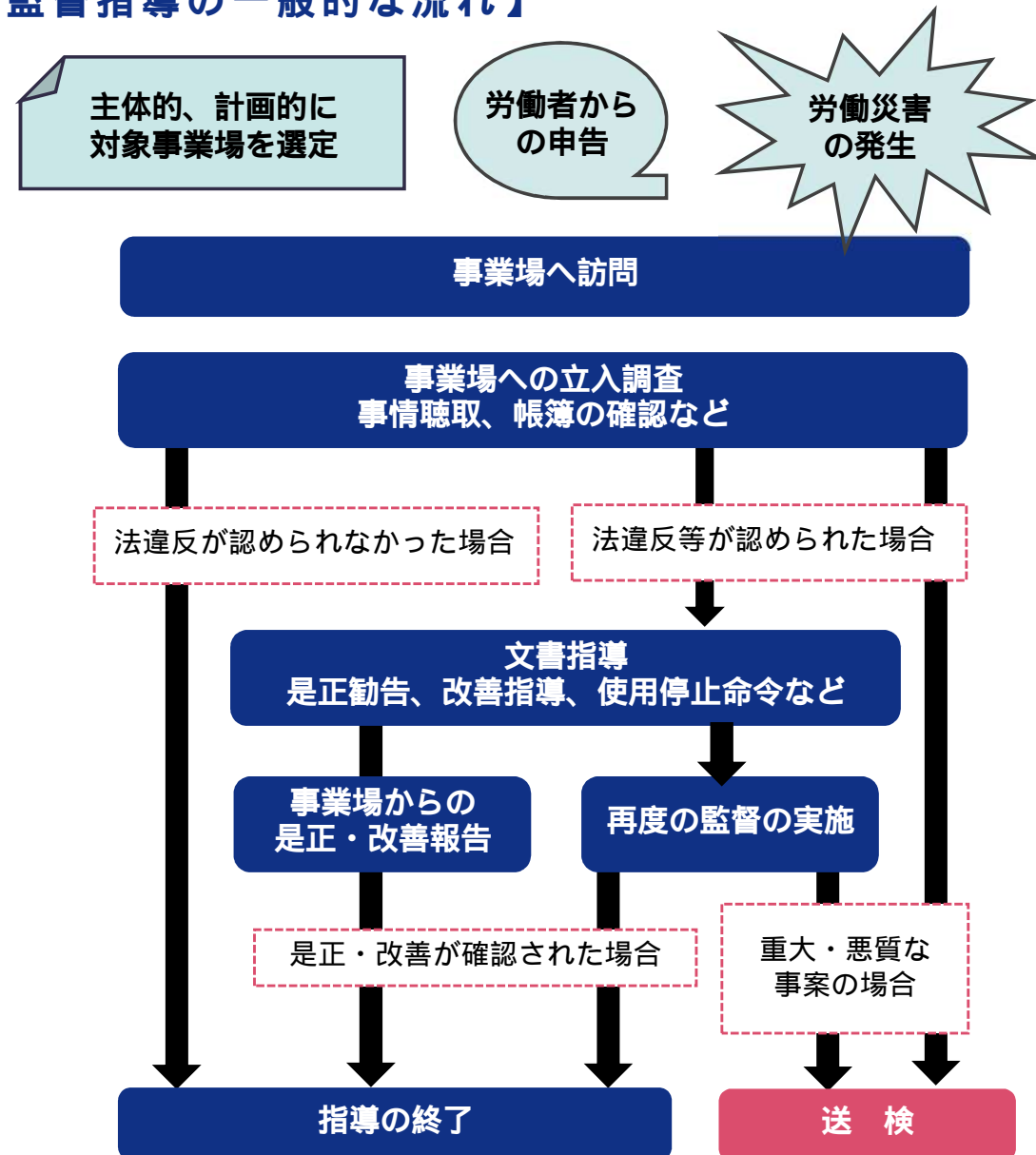
監督指導

- 計画的に、あるいは、働く人からの申告などを契機として、労働基準法などの法律に基づいて、労働基準監督官が事業場（工場や事務所など）に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について確認を行います。
- その結果、法違反が認められた場合には事業主などに対しその是正を指導します。また、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止を命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

- 度重なる指導にもかかわらず、法違反の是正が行われない場合など、重大・悪質な事案については、刑事事件として取り調べなどの任意捜査や、搜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

【監督指導の一般的な流れ】



監督指導業務 ～ 臨検監督の流れ～

各種情報等から
対象事業場を選定



臨検

建設現場や工場の機械・
設備や作業方法が、安全
衛生の基準を満たしてい
るか確認します



帳簿を確認



機械・設備、作業を確認

賃金台帳やタイムカー
ドなどから、賃金不払
残業や違法な長時間労
働が行われていないか
などを確認します



指導文書の交付

労働基準監督官の仕事 ～安全衛生業務～

工場や建設現場での安全対策推進

労働安全衛生法等に基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害防止対策の実施状況や有害な化学物質の取扱いに関する措置（マスクの着用等）の確認等を行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

！転倒災害 転倒予防

第96回 全国安全週間
令和5年 7月1日(土)～7日(金)
準備期間: 令和5年6月1日(木)～30日(金)

目標: 転倒災害の発生率を、前年比で25%以上削減する

③ 毎日の運動

皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り、つまづき、踏み外し

厚生労働省

労働者の健康確保対策など労働衛生の推進

近年、過重労働によって脳や心臓の疾患を発症する人や、心の健康問題で不調を訴える人、休職に至る人が増加傾向にあり、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の適切な取組のための指導を行っています。

また、企業の産業保健活動を支援するため、産業保健総合支援センターの利用勧奨や、治療と仕事の両立支援に係る関係者（県、医療機関、企業、産保センター、労災病院等）の取組を相互に周知・協力させ、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図っています。

産業保健総合支援センターのご案内

企業の「心」を「こころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート！

第4回 全国労働衛生週間
2023 10/1～7
準備期間: 9/1～30

目指そうよ「一刀流」
こころとからだの健康職場

厚生労働省 中央労働災害防止協会

治療と仕事の両立支援

治療のこと、相談しましたか？

治療と仕事の両立支援

厚生労働省

安全衛生業務 ～ 理工学系の専門分野と安全衛生業務 ～

労働基準監督官は、法律を扱うことから文系の職業だと思われがちですが、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備も、労働基準監督官の重要な使命の一つです。

労働基準監督官には、**理工系の採用区分**もあり、理工系学科で学んだ知識や、理工学的な思考は、産業現場で起こる様々な問題に対応するために活用できます。



（活用例）

○ 機械工学

工場におけるプレスやロボットなどの産業機械の安全性の確認・指導など

○ 電気工学

工場や建設現場における電気設備の安全性の確認・指導など

○ 土木、建築学

高層ビルの建築やトンネル建設などの建設現場における工事計画の安全性の審査、指導など

○ 化学

工場や研究施設、建設現場などにおける有機溶剤や鉛、石綿などの化学物質等を取扱う際の健康障害を防止するための指導など

○ 物理、数学

工場のボイラーや建設現場の足場などの機械設備や仮設物の強度計算など

廃炉作業などにおける放射線による健康障害を防止するための指導など

労働基準監督官の魅力

「人」と関わる、という醍醐味

- 様々な考え方を持った労働者の方・使用者の方との出会い
常に人間力を磨く機会がある
自分だけの感謝の言葉「ありがとう」をもらえる
日々変化、やりがい・使命感を持ち続けられる



あらゆる業種・規模の事業場へ、赴く醍醐味

- 「大企業本社」から「中小規模の店舗」へ
- 「世界最先端の工場」から「町工場」へ
- 毎日違う業種の事業場に、違う目的で監督へ。



「社会の最前線」を...行く醍醐味

- マスメディアを賑わすような、長時間労働・賃金不払残業や大規模労働災害等、社会的関心の高い案件に携わることも



新入社員自殺
長時間残業横行疑い
労働局
■ 本支社立ち入り

